

適切な研究実施に関する申し合わせ

本申し合わせは、国立大学法人お茶の水女子大学（以下、「本学」）に所属する者が研究を実施する、あるいは、それに協力するときに留意すべき事項を記したものである。留意事項は、以下の(a)～(e)である。

(a) 本学に所属するすべての者は、研究の実施にあたり、「国立大学法人お茶の水女子大学研究者行動規範」および「国立大学法人お茶の水女子大学研究倫理指針（以下「指針」という。）」に照らし、その研究倫理や研究実施手続き等の適切性を確認し、確保する。

(b) 研究倫理については、指針第三1（2）に定める倫理審査委員会の審査を受けるべき事項である場合は、該当する倫理審査委員会に研究計画を提出し、その適切性について審査を受ける。また、これに該当しない場合であって、指針第一1の目的に照らし、研究倫理上研究の実施に適切性を期する必要がある場合は、研究推進・社会連携室にその旨を申し出、その指示に従うものとする。

(c) 研究倫理のみならず、研究実施手続きの適切性についても慎重に吟味する。特に、研究の実施にあたり、研究の対象やフィールド等によってそれぞれ固有に必要な手続きがあるので、それを踏まえるよう、十分注意する。

本学の附属学校園で研究を実施する場合についても、附属学校園の研究教育専門委員会に研究計画を提出し、承認を得る必要がある。

(d) 学生及び研究生等が、研究実施者あるいは研究実施グループの一員である場合は、学生及び研究生等は、その指導教員の指導、監督の下、研究倫理や研究実施手続きの適切性を確認し、確保する。

なお、ここでの指導教員とは、原則として、その研究が授業の一環として実施されるものであれば、その授業担当の指導教員であり、それ以外の研究については、学生及び研究生等の担当指導教員である。

(e) 本学に所属しない者が実施する研究についても、本学の関係者が協力者となるものであれば、本学の関係者は、その研究実施の適切性を確認し、確保する。その協力者が学生及び研究生である場合は、学生及び研究生等は、その指導教員の指導、監督の下、研究倫理や研究実施手続きの適切性を確認する。

以上